

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

いて準用する法第72条の 条の25第5項各号に
25第5項の規定により知 ときは、当該各号に
事の承認を受けた場合

目 次 ページ

条 例	
○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課）	1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道条例第29号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項の表中「事業年度の開始」を「事業年度開始」に、「事業年度の

終了」を「事業年度終了」に、

法第72条の29第3項の規 定により申告納付する場 合	当該事業年度終了の日か 期間内に残余財産の最後 が行われるときは、その まで)
-----------------------------------	--

ら1月以内（当該 の分配又は引渡し 行われる日の前日	所得割
----------------------------------	-----

を

法第72条の29第3項の規 定により申告納付する場 合	当該事業年度終了の 期間内に残余財産の が行われるときは、 まで)
法第72条の29第5項の規 定により申告納付する場 合	当該事業年度終了の
法第72条の29第6項にお	各事業年度終了の日

日から1月以内（当該 最後の分配又は引渡し その行われる日の前日	所得割
日から2月以内	
から4月以内（法第72 掲げる場合に該当する 定める期間内）	

に改める。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第7条の2の6中「平成27年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日」に改める。

附則第7条の4第1項及び第2項を削り、同条第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に、「第6項」を「第4項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に、「附則第7条の4第4項第1号」を「附則第7条の4第2項第1号」に、「附則第7条の4第4項各号」を「附則第7条の4第2項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「附則第11条の4第6項」を「附則第11条の4第4項」に、「第4項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第11条の4第6項」を「附則第11条の4第4項」に、「附則第7条の4第4項第1号」を「附則第7条の4第2項第1号」に、「同条第4項」を「同条第2項」に、「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に、「附則第7条の4第4項各号」を「附則第7条の4第2項

各号」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第8条の2の10中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第8条の2の13第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であって、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から350万円を控除して得た額」とする。

附則第8条の2の13第5項を削り、同条第6項中「（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 乗用車（総務省令で定めるものに限る。）、バス（総務省令で定めるものに限る。）又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限

る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から175万円を控除して得た額」とする。

附則第8条の3第1項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。第3項第1号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。第3項第2号」に、「除く。次条第1項第1号」を「除く。同条第1項第1号」に、「次条第1項第2号」を「同項第2号」に、「以下この条及び次条において」を「同条において」に改め、同項第1号中「ガソリン自動車（以下この条）を「ガソリン自動車（第3項第4号及び第4項第1号）」に、「同項第5号」を「同条第1項第5号」に、「石油ガス自動車（以下この条）を「石油ガス自動車（第3項第5号及び第4項第2号）」に、「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「第3項第6号」の次に「及び第4項第3号」を加え、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「（自家用乗用車等を除く。）」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項」を「次」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第4号中「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「エネルギー消費効率」を「、法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において

「エネルギー消費効率」という。）」に、「令和２年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和２年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和２年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第５号中「平成30年石油ガス軽中量車基準」を「法第149条第１項第５号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第２号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成17年石油ガス軽中量車基準」を「同条第１項第５号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第２号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」に改め、同項第６号中「平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準」を「法第149条第１項第６号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第３号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第１項第６号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第３号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第64条第１項第１号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円
	2万7,200円	7,000円
	4万700円	1万500円
第64条第１項第１号イ	2万5,000円	6,500円
	3万500円	8,000円
	3万6,000円	9,000円
	4万3,500円	1万1,000円
	5万円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円

	6万5,500円	1万6,500円
	7万5,500円	1万9,000円
	8万7,000円	2万2,000円
	11万円	2万7,500円
第64条第１項第２号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	1万2,000円	3,000円
	1万5,000円	4,000円
	1万8,500円	5,000円
	2万2,000円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,500円	7,500円
第64条第１項第２号イ	4,700円	1,200円
	8,000円	2,000円
	1万1,500円	3,000円
	1万6,000円	4,000円
	2万500円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	3万円	7,500円
	3万5,000円	9,000円
	4万500円	1万500円
	6,300円	1,600円
第64条第１項第２号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	1万5,100円	4,000円
第64条第１項第２号ウ(イ)	1万200円	3,000円
	2万600円	5,500円
第64条第１項第３号ア(ア)	1万2,000円	3,000円
	1万4,500円	4,000円
	1万7,500円	4,500円

	2万円	5,000円
	2万2,500円	6,000円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,000円	7,500円
第64条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	7,000円
	3万2,000円	8,000円
	3万8,000円	9,500円
	4万4,000円	1万1,000円
	5万500円	1万3,000円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万4,000円	1万6,000円
第64条第1項第3号イ	3万3,000円	8,500円
	4万1,000円	1万500円
	4万9,000円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万4,000円	1万8,500円
	8万3,000円	2万1,000円
第64条第1項第4号ア	1万2,000円	3,000円
第64条第1項第4号イ	2万円	5,000円
	2万4,400円	6,500円
	2万8,800円	7,500円
	3万4,800円	9,000円
	4万円	1万円
	4万5,600円	1万1,500円
	5万2,400円	1万3,500円
	6万400円	1万5,500円
	6万9,600円	1万7,500円
	8万8,000円	2万2,000円

第64条第1項第4号オ	前3号又は次号に掲げる額 (次項)	附則第8条の4第3項の規定により読み替えて適用される前3号又は次号に掲げる額(同項の規定により読み替えて適用される次項)
第64条第1項第5号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第64条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第64条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第64条第3項	定める額	定める額に100分の25を乗じて得た額(その額に、500円未満の端数があるときはこれを500円に、500円を超え1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に、それぞれ切り上げた額)

附則第8条の4第6項を同条第3項とし、同条第7項中「第64条第1項」を「第64条第1項第1号ア、第4号オ及び第5号ア」に改め、「、当該営業用乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第64条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円

	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第64条第1項第4号オ	前3号又は次号に掲げる額 (次項の規定の適用がある 場合には、その適用後の 額)	附則第8条の4第4項の規 定により読み替えて適用さ れる第1号ア又は次号アに 掲げる額
第64条第1項第5号ア	4,500円	2,500円

附則第8条の4第7項を同条第4項とし、同条第8項中「第3項から前項まで」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第9条の5第4項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第41条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度のこの条例による改正前の北海道税条例第41条第1項の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残

余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の2の6の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第8条の2の13の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第8条の3及び第8条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。